

基本設計業務特記仕様書

1 業務概要

(1) 業務名称 第四中学校区義務教育学校基本構想策定業務委託【債務負担行為】

(2) 計画施設概要

ア 施設名称 (仮称) 第四中学校区義務教育学校
イ 施設場所 山形県酒田市十里塚村東山 987-1 ほか
ウ 施設用途 義務教育学校
令和6年国土交通省告示第8号 別添二第7号第1類とする。

(3) 履行期間

契約の日から令和10年3月24日（金）まで

但し、市による修正が生じた場合は、速やかに是正し再度提出すること。

(4) 設計与条件

ア 敷地の条件

(ア) 敷地面積 約 65,000 m²
(イ) 地域地区 都市計画区域市街化調整区域
建ぺい率 70% 容積率 200%
(ウ) 防火地域 法22条地域
(エ) その他 酒田市景観計画区域内、宅地造成等工事規制区域

イ 施設の条件

第四中学校区義務教育学校基本構想策定業務委託【債務負担行為】仕様書による。

ウ 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による耐震安全性の分類は以下の通りとする。

構造体：II類 建築非構造部材：B類 建築設備：乙類

エ その他特記事項

(ア) 設置する什器備品等の仕様検討及び積算について、協力を行うこと。

2 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（令和6年3月改正 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」による。

(1) 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で、□印及び■印の付いたものについては、

■印の付いたものを適用する。

(2) 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士とする。

(3) 業務履行

受注者は、企画提案書により提案された実施体制により当該業務を実施する。

(4) 設計業務の範囲

設計業務は、一般業務及び追加業務とし、内容及び範囲は次による。

ア 一般業務（※1）

（ア） 基本設計	■建築（意匠）設計	■建築（構造）設計
	■電気設備設計	■機械設備設計
	■外構整備設計	

基本設計標準業務（令和 6 年国土交通省告示第 8 号 別添一第 1 項第一号イ）

項目		総合	構造	電気	機械
① 設計条件の整理	（i）条件の整理	■	■	■	■
	（ii）設計条件の変更等の場合の協議	■	■	■	■
② 法令上の諸条件の調査 及び関係機関との打合せ	（i）法令上の諸条件の調査	■	■	■	■
	（ii）建築確認申請に係る関係機関との打合せ	■	■	■	■
③ 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		■	■	■	■
④ 基本設計方針の策定	（i）総合検討	■	■	■	■
	（ii）基本設計方針の策定及び市への説明	■	■	■	■
⑤ 基本設計図書の作成		■	■	■	■
⑥ 概算工事費の検討		■	■	■	■
⑦ 基本設計内容の市への説明等		■	■	■	■

※1 「一般業務」の内容には、以下の資料作成等を含む。

- ① 業務の実施に当たって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む）。
- ② 業務の対象となる工事の実施に当たり、法令及び県や市の条例上必要となる、

各種の申請に用いる資料の作成。

イ 追加業務

□積算業務（※2）（工事費算定内訳書、内訳明細書、数量計算書、代価表、見積比較表、見積書）

※2 「積算業務」については、工事発注時期にあわせ、改めて採用単価の見直しを行うため、受注者は再見積書の徴集及び各種調書の単価入替えについて協力すること。

■透視図作成 外観：彩色2枚 A3判

内観：彩色1枚 A3判

額：アルミ製

□模型製作 縮尺：1/200～1/300 主要材料：スチレンペーパー程度

ケースの有無：有り 材質：アクリル製程度

□模型の写真撮影 カラー：4枚 A3判

■建築確認申請に係る関係機関との打合せ

■景観区域内における行為の届出書の作成及び申請手続き業務

■省エネルギー関係計算書の作成

□建築物総合環境性能評価システムによる評価に係る業務

■酒田市中高層建築物による電波障害等の防止に関する指導要綱による届出書の作成及び申請手続き業務

□防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続き業務

□空調シミュレーションによる検討

■テレビ電波障害予測調査（必要により）

■概略工事工程表の作成業務

■維持管理費概算の算出（年間の光熱水費、保守点検委託費等の維持管理費）

（5）業務の実施

ア 一般事項

（ア）基本設計業務は、提示された設計与条件及び適用基準等によって行う。

イ 調査、打合せ及び記録

（ア）設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

（イ）受注者は、設計着手前に敷地調査を行うこと。その際、敷地内に設計上支障となる障害物や環境保全上考慮すべき事項等を発見したときは、調査職員とその

処置について打合せを行う。なお、現地調査に際しての一切の費用は受注者の負担とする。

(ウ) 受注者は、当該業務に関連する別途工事又は別途業務がある場合は、調整を図り円滑に業務を進めなければならない。

(エ) 受注者は、業務完了後も必要に応じて調査職員に内容を説明し、打合せをしなければならない。

ウ 業務計画書

受注者は、業務に当たって以下の事項を記載した業務計画書を調査職員に提出すること。

(ア) 業務詳細工程

- a 各業務の開始、完了時期、現場調査時期
- b 作成する各種資料、設計図書の種類、提出時期
- c 市との協議時期、内容

(イ) 管理技術者

資格要件を指定された場合は、その資格を証する書類を添付

(ウ) 業務実施体制

- a 各担当の分担業務（具体的に記載のこと）
- b 協力者がある場合は、協力者の概要、担当する業務内容及び担当技術者

(エ) 品質確保の方策

- a 本業務に適用する基準
- b 本業務に使用する電算プログラム

エ 適用基準等（最新版の基準を適用）

受注者は、下記に示す各種基準等に基づき設計業務をするものとし、これ以外の基準等を適用する場合は、あらかじめ調査職員の承諾を得ること。

(ア) 共通

- a 官庁施設の基本的性能基準
- b 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- c 官庁施設の環境保全性基準
- d 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- e 公共住宅建設工事共通仕様書

(イ) 建築

- a 敷地調査共通仕様書
- b 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- c 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- d 公共建築木造工事標準仕様書
- e 建築設計基準

- f 建築構造設計基準
- g 木造計画・設計基準
- h 構内舗装・排水設計基準
- i 建築工事標準詳細図
- j 擁壁設計標準図
- k 建築物解体工事共通仕様書・同解説

(ウ) 建築積算

- a 公共建築工事積算基準
- b 公共建築数量積算基準・同解説
- c 公共住宅建築工事積算基準
- d 公共住宅屋外整備工事積算基準

(エ) 設備

- a 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- b 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- c 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- d 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- e 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- f 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- g 建築設備計画基準
- h 建築設備設計基準
- i 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- j 建築設備耐震設計・施工指針
- k 建築設備設計計算書作成の手引き

(オ) 設備積算

- a 公共建築工事積算基準
- b 公共建築設備数量積算基準・同解説
- c 公共住宅電気設備工事積算基準
- d 公共住宅機械設備工事積算基準

才 守秘義務

受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

カ 再委託

- (ア) 契約約款第4条第1項に定める「指定した主たる部分」、同第2項「指定した部分」とは、設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分をいい、受注者は、これを再委託することはできない。
- (イ) コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務は、契約約

款第4条第3項に定める「軽微な部分」に該当するものとし、受注者が、この部分を第三者に再委託する場合は、市の承諾を必要としない。

- (ウ) 受注者は、カの(ア)及び(イ)に規定する業務以外の再委託に当たっては、市の承諾を得なければならない。
- (エ) 受注者は、設計業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面により行うこととする。なお、協力者が市の建設コンサルタント業務等指名参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。
- (オ) 受注者は、協力者に対して、設計業務の実施について適切な指導及び監理を行わなければならない。また、複数の段階で再委託が行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。

キ 貸与品等

業務の実施に当たり、貸与する図面、適用基準及びその他必要な物品等(以下「貸与品等」という。)は、地盤調査報告、測量調査報告(別途発注予定)とする。

ク 関係官公庁への手続き等

- (ア) 受注者は、設計業務の実施に当たって、市が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。
- (イ) 受注者は、設計業務の実施に当たって、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を調査職員に報告しなければならない。なお、それにかかる費用や必要となる資料等の作成は受注者の負担において行うものとする。
- (ウ) 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、速やかにその内容を調査職員に報告し、必要な協議を行うものとする。

ケ 関連する法令、条例等の遵守

受注者は、設計業務の実施に当たって、受注者の責任のもと、関連する法令、条例等を調査し遵守しなければならない。

コ 修補

- (ア) 受注者は、調査職員から修補を求められた場合は、速やかに修補をしなければならない。
- (イ) 受注者は、検査に合格しなかった場合は、直ちに修補をしなければならない。なお、修補の期限及び修補完了の検査については、検査職員の指示に従うものとする。
- (ウ) コの(ア)及び(イ)によるほか、受注者は契約約款第18条により、契約不適合による修補、及び工事の手直し等にかかる損害賠償を負うものとする。

サ 損害金

- (ア) 受注者は、委託期限までに成果物を提出できなかつたときは、損害金を支払わなければならない。

(イ) 受注者は、サの(ア)が確認された場合について、市に対し原因や対応の説明責任を負わなければならない。

シ 地域材の使用

受注者は、当該工事の設計に当たり、構造部や意匠部に地域材としての、木材又は木材を原料とする資材の積極的な活用案を作成し、採用にあたっては、調査職員と協議の上、了解のもと進めることとする。

地域材とは、酒田市内の森林から産出され、酒田市内で加工された木材をいう。

ス シックハウス対策

受注者は、シックハウス対策（換気に配慮した設計、使用する建築材料等、化学物質の濃度測定等）について検討し、設計に反映させること。

セ 特記事項

(ア) 受注者は、公共事業という認識と責務のもと、材料、工法等について、品質、コスト、工期、安全性等の比較検討を行い、その実施内容を書面にて提出すること。また、その内容について修正や再検討を指示された場合は、速やかに実施すること。

(イ) 受注者は、設計業務の実施に当たって、景観に配慮した建築物の整備へ向け、十分検討すること。

(ウ) 受注者は、設計業務の実施に当たり、工事予定金額をもって適切なコスト管理を行うこと。

(エ) 受注者は、計画的な監理のもと、設計図書の提出期限を厳守し、工事予定期間に影響を及ぼすことがないようにすること。

(オ) 受注者は、建築、電気設備、機械設備の各設計内容や計算書その他説明書等に相違が無いように精査すること。

(カ) 受注者は、設計の内容が本仕様書、又は調査職員の指示、若しくは受注者と調査職員との協議や打合せの内容に適合しない場合については、速やかに修正を行うこと。

(6) 権利

受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切酒田市に帰属する。ただし、成果物に関する著作権のうち、受託者が従前から保有していた著作権、意匠権については、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は発注者に対し、発注者が成果物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を許諾するものとする。なお、受託者は、成果物について、発注者及び発注者が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しない。

(7) 設計業務の成果品

- ア 設計業務の成果品については、調査職員の承諾を受けた後、完成手続きを行うこと。
- イ 受注者は、設計業務が完了したときは、特記仕様書に示す成果品を完了通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。
- ウ 提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受注業者に貸与、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

(8) 成果品及び提出部数等

ア 基本設計

成果品等	ファイル	電子データ	備考
1. 総合			
計画説明書			
仕様概要書			
仕上概要書			
面積表及び求積図			
敷地案内図			
配置図		■	
平面図（各階）			
断面図			
立面図			
工事費概算書			
2. 構造			
構造計画説明書			
構造設計概要書			
工事費概算書		■	
基礎構造比較検討書			杭、地盤改良、直接基礎等の採用比較 検討書作成（コスト・メリット・デメリット）
3. 設備			
（1）電気設備			
電気設備計画説明書			
電気設備設計概要書			
工事費概算書		■	
各種技術資料			
（2）給排水衛生設備			

給排水衛生設備計画説明書	5部	■	
給排水衛生設備設計概要書			
工事費概算書			
各種技術資料			
(3) 空調換気設備			
空調換気設備計画説明書	5部	■	
空調換気設備設計概要書			
工事費概算書			
空調方式比較検討書作成	5部	■	イニシャルコスト・ランニングコスト・メリット・デメリット
各種技術資料			
(4) 昇降機等			
昇降機等計画説明書	5部	■	
昇降機等設計概要書			
工事費概算書			
各種技術資料			
4. 追加業務			
外構計画説明書	5部	■	
外構設計概要書			
工事費概算書			
各種技術資料			
追加事項に関する事項	5部	■	透視図を除く。 申請書は正副2部
透視図	一部	■	前述による
注 記			
<ul style="list-style-type: none"> ・ファイルはA4縦ファイルとし、表紙に委託名及び受注者名を、背表紙に委託名をつけて提出のこと。 ・電子データは図面用と図面以外の成果品に分け、DVD-R又はCD-Rにフォルダで整理した状態で収納し、それぞれ3部提出すること。収納データの形式は以下のとおり 			
<ol style="list-style-type: none"> ① 文書：PDF及びMicrosoft Word形式又はMicrosoft Excel形式 ② 表、グラフ：PDF及びMicrosoft Excel形式又はMicrosoft PowerPoint形式 ③ 図面：PDF、JWW及びDXF又はSFC 			